

○最低基準改正案の概要

現行最低基準の概要	改正案の概要
<p>○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成十二年三月三十日) (厚生省令第五十四号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨) (略) (基本方針) (略) (構造設備の一般原則) (略) (設備の専用) (略) (職員の専従) (略) (非常災害対策) (略) (記録の整備) (略) (苦情への対応) (略)</p> <p>第二章 身体障害者更生施設</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第10条 肢体不自由者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 施設長 二 医師 三 看護婦 四 理学療法士 五 作業療法士 六 心理判定員 七 職能判定員 八 あん摩マッサージ指圧師 九 職業指導員 十 生活指導員</p> <p>2 視覚障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>一 施設長 二 医師 三 看護婦 四 職業指導員</p>	<p>○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準改正案の概要 (平成○年○月○日) (厚生労働省令第○号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨) (略) (基本方針) (略) (構造設備の一般原則) (略) (設備の専用) (略) (職員の専従) (略) (非常災害対策) (略) (記録の整備) (略) (苦情への対応) (略)</p> <p>第二章 身体障害者更生施設</p> <p>第○節 人員に関する基準</p> <p>○ 肢体不自由者更生施設</p> <p>一 施設長 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員、生活支援員 イ 入所者の数が50までの場合 総数は、常勤換算方法で、8以上 ロ 入所者の数が50を超える場合 総数は、常勤換算方法で、8に入所者の数が20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 四 栄養士 1以上(入所定員が40人を超えない場合は置かないことができる。)</p> <p>○ 視覚障害者更生施設</p> <p>一 施設長 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 看護師、職業指導員、生活支援員 イ 入所者の数が、50まで</p>

五 生活指導員

3 聴覚・言語障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 心理判定員
- 五 職能判定員
- 六 聴能訓練師
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

4 内部障害者更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健師又は看護婦
- 四 作業療法士
- 五 心理判定員
- 六 職能判定員
- 七 職業指導員
- 八 生活指導員

総数は、常勤換算方法で、8以上

□ 入所者の数が50を超える場合

総数は、常勤換算方法で、8に、入所者の数が50を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

四 栄養士 1以上（入所定員が40人を超えない場合は置かないことができる）

○ 聴覚・言語障害者更生施設

一 施設長  
二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員、生活支援員

イ 入所者の数が、50までの場合

総数は、常勤換算方法で、8以上

□ 入所者の数が50を超える場合

総数は、常勤換算方法で、8に、入所者の数が50を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

四 栄養士 1以上（入所定員が40人を超えない場合は置かないことができる。）

○ 内部障害者更生施設

一 施設長  
二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活指導員

イ 入所者の数が、50を超えない場合

総数は、常勤換算方法で、6以上

□ 入所者の数が50を超える場合

総数は、常勤換算方法で、6に、入所者の数が20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数

(1) 入所者の数が50までの場合

常勤換算方法で、1以上

(2) 入所者の数が50を超えて100を超えない場合、

常勤換算方法で、2以上

(3) 入所者の数が100を超えて14

0を超えない場合

常勤換算方法で、3以上

四 栄養士 1以上（入所定員が40人を  
超えない場合は、置かないことができる）

※施設長は、常勤の者でなければならない。

※保健師又は看護師のうち、1人以上は常  
勤の者でなければならない。

※職業指導員及び生活支援員のうち、それ  
ぞれ1人以上は、常勤の者でなければなら  
ない。

※身体障害者更生施設は、入所者の障害の  
状況に応じた適切な対応を図るため、上  
記に掲げる数の職員の加え必要な職員を  
置かなければならない。

※身体障害者更生施設であって、通所によ  
る入所者の支援を行うものにあつては、  
上記に掲げる員数の職員に加えて、通所  
による入所者の支援を行う職員の数を、  
常勤換算方法で、通所による入所者の数  
を6.3で除して得た数以上置かなければ  
ならない。

## 5 重度身体障害者更生援護施設

10 重度身体障害者更生援護施設に置かれる  
看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、  
心理判定員、あん摩マッサージ指圧師及び生  
活指導員の総数は、通じておおむね入所者の  
数を4.1で除して得た数以上とする。

（職員の資格要件）（略）

（規模）（略）

（設備の基準）

### 第九条 身体障害者更生施設

○ 居室 イ～ロ、ニ（略）

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設

→ 一般更生施設として一本化

→ 一般更生施設として一本化

（職員の資格要件）（略）

（規模）（略）

### 第○節 設備に関する基準

（設備の基準）

○ 身体障害者更生施設全般

○ 居室 イ～ロ、ニ（略）

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納

備等を除き、3. 3平方メートル以上とすること。

- 廊下幅  
1. 8メートル以上とすること。

- 肢体不自由者更生施設（略）
- 視覚障害者更生施設（略）
- 聴覚・言語障害者更生施設（略）
- 内部障害者更生施設（略）
- 重度身体障害者更生援護施設

(管理規程)  
(総合診断のための会議)

(生活指導等)  
(給食)  
(健康管理)

(衛生管理)

### 第三章 身体障害者療護施設

(職員の配置の基準)

第20条 身体障害者療護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 介護職員

設備等を除き、6. 6平方メートル以上とすること。

- 集会室
- 廊下幅  
2. 2メートル以上とすること。

- 肢体不自由者更生施設（略）
- 視覚障害者更生施設（略）
- 聴覚・言語障害者更生施設（略）
- 内部障害者更生施設（略）
- 一般更生施設として一本化

### 第○節 運営に関する基準

- (入退所)
- (運営規程)
- (入所者の支援に関する計画等)
- (支援の方針)
- (相談及び援助)
- (指導、訓練等)
- (食事の提供)
- (健康管理)
- (入所者の入院期間中の取扱い)
- (社会生活上の便宜の供与等)
- (施設長の責務)
- (身体障害者更生施設が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- (勤務体制の確保等)
- (定員の遵守)
- (衛生管理等)
- (協力医療機関)
- (秘密保持等)
- (地域との連携等)
- (事故発生時の対応)

### 第三章 身体障害者療護施設

(職員の配置の基準)

○身体障害者療護施設

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員

五 理学療法士

六 生活指導員

2 前項各号に掲げる職員のうち、看護婦、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、通じておおむね入所者の数を2.2で除して得た数以上とする。

イ 総数は、常勤換算方法で、入所者の数を2.2で除して得た数以上

ロ 看護師の数

(1) 入所者の数が50を超えない場合  
常勤換算方法で、2以上

(2) 入所者の数が50を超えて60を超えない場合  
常勤換算方法で、3以上

(3) 入所者の数が60を超えて80を超えない場合  
常勤換算方法で、4以上

(4) 入所者の数が80を超えて150を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、5以上

(5) 入所者の数が150を超えて180を超えない場合  
常勤換算方法で、6以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数

(1) 入所者の数が100を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(2) 入所者の数が100を超える施設にあっては、常勤換算方法で、2以上

三 栄養士 1以上（入所者の数が40を超えない場合は置かないことができる）

※看護師のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※身体障害者療護施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、上記に掲げる員数の職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

※身体障害者療護施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、上記に掲げる員数の職員に加えて、通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を2.

(職員の資格要件)

(規模)

(設備の基準)

#### 第19条 身体障害者療護施設

- 居室 イ、ロ及びニからへ (略)
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

(入浴等)

#### 第四章 身体障害者福祉ホーム (略)

#### 第五章 身体障害者授産施設

(職員の配置の基準)

#### 第32条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び

2で除して得た数以上置かなければならない。

(職員の資格要件) (略)

(規模) (略)

(設備の基準)

#### ○身体障害者療護施設

- 居室 イ、ロ及びニからへ (略)
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

#### 第〇節 運営に関する基準

※基本的に身体障害者更生施設の規定を準用する。

(指導、訓練等)

(衛生管理等)

#### 第四章 身体障害者福祉ホーム (略)

#### 第五章 身体障害者授産施設

(種類)

#### ○身体障害者授産施設の種類

- 一 身体障害者入所授産施設 法第31条に規定する身体障害者授産施設であって、第二号に規定する身体障害者通所授産施設及び第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 二 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第三号に規定する身体障害者小規模通所授産施設以外のもの
- 三 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用する者が二十人未満であるもの

#### 第〇節 人員に関する基準

(身体障害者入所授産施設の職員の配置の基

身体障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 看護婦
- 四 職業指導員
- 五 生活指導員

準)

○身体障害者入所授産施設。

- 一 施設長
- 二 医師  
入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護師、職業指導員、生活支援員
  - イ 入所者の数が30の場合  
総数は、常勤換算方法で、5以上
  - ロ 入所者の数が30を超える場合  
総数は、常勤換算方法で、5に、入所者の数が30を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
  - ハ 看護師の数
    - a 入所者の数が90を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
    - b 入所者の数が90を超えて、130を超えない場合  
常勤換算方法で、2以上
    - c 入所者の数が130を超えて、160を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
- 四 栄養士 1以上

※職業指導員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※身体障害者入所授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため、上記に掲げる員数の職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

※身体障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、上記に掲げる員数の職員に加えて、通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上置かなければならない。

3 身体障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 職業指導員
- 四 生活指導員

※身体障害者入所授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4.8で除して得た数以上置かなければならない。

(身体障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

○身体障害者通所授産施設

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 職業指導員、生活支援員
  - イ 入所者の数が20の場合  
総数は、常勤換算方法で、2以上

□ 入所者の数が20を超える場合

総数は、常勤換算方法で、2に、入所者の数が20を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※職業指導員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

※身体障害者通所授産施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため、上記に掲げる員数の職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

※身体障害者通所授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う職員を、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4.8で除して得た数以上置かなければならない。

2 重度身体障害者授産施設の職員配置 (略) → 一般授産施設として一本化



4 身体障害者小規模通所授産施設の職員配置  
(略)

7 重度身体障害者授産施設に置かれる職業指導員、生活指導員、介護職員及び保健婦又は看護婦の総数は、通じておおむね入所者の数を6.7で除して得た数以上とする。

(規模) (一部略)

○ 重度身体障害者授産施設(身体障害者授産施設のうち重度の身体障害者を入所させるものをいう。以下同じ。) 三十人以上の人員を入所させることができる規模

(設備の基準)

第31条 身体障害者授産施設のうち重度身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設及び身体障害者小規模通所授産施設以外のもの

○ 居室 イ、ロ及びニ (略)

ハ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

○ 廊下幅

一 廊下の幅は、1.8メートル以上(重度身体障害者授産施設にあっては、2.2メートル以上)とすること。

(身体障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準) (略)

→ 一般授産施設として一本化

第○節 設備に関する基準

(規模) (分場以外略)

→ 一般授産施設として一本化

○分場の規模

身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が20人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(身体障害者入所授産施設の設備の基準)

○ 居室 イ、ロ及びニ (略)

ハ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6平方メートル以上とすること。

○ 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。  
ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

○ 廊下幅

2.2メートル以上とすること。

2 重度身体障害者授産施設の設備の基準(略)

→ 一般授産施設として一本化

3 身体障害者通所授産施設の設備の基準

(身体障害者通所授産施設の設備の基準)

○ 廊下幅

○ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。

2. 2メートル以上とすること。

4 身体障害者小規模通所授産施設(略)

(身体障害者小規模通所授産施設の設備の基準)(略)

(分場の設備の基準)

○分場の設備の基準は、通所授産施設の規定を準用する。

#### 第四節 運営に関する基準

※基本的に身体障害者更生施設の基準を準用する。

(運営規程)(略)

(作業指導)(略)

(授産活動)(略)

(工賃の支払).....

(工賃の支払)(略)

第六章～第九章(略)

第六章～第九章(略)

#### 附 則

(施行期日)

○この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

○身体障害者更生施設の経過措置

この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)について居室の規定を適用する場合には、「収納設備等を除き6.6平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物について廊下幅の規定を

適用する場合には、「2. 2メートル」とあるのは「1. 8メートル」とする。

- 3 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物について、「集会室」とあるのは当分の間適用しない。

○身体障害者療護施設の経過措置

この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物について居室の規定を適用する場合には、「収納設備等を除き9. 9平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、6. 6平方メートル」とする。

○身体障害者授産施設の経過措置

この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について居室の規定を適用する場合には、「収納設備等を除き6. 6平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3. 3平方メートル」とする。

- 2 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について廊下幅の規定を適用する場合には、「2. 2メートル」とあるのは「1. 8メートル」とする。

- 3 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について医務室の規定については、当分の間適用しない。